



世田谷区議会議員 世田谷行革110番

もっと多くの区民の皆さんに読んでもらいたい号です。

おおば^{正明}区政報告

グーグル検索等で、**おおば正明** と入力!

<http://ooba.muse.bindsite.jp/>

〒157-0063 粕谷 3-15-3 (TEL&FAX 3307-1179) 110ban@t3.rim.or.jp 第 58 号 2018 年 4 月

あなたの隣の家でいきなり「違法民泊」が始まり、騒音問題もゴミ問題も行政は対応不能？ 保坂区長が進める「民泊」って大丈夫？

6月から始まる！ ^{みんな}民泊って何？



■旅館業法からの流れ

●民泊とは自宅の空き部屋を有料で貸すことです。民泊を行うにはこれまで世田谷区では「旅館業法」に従い、様々なチェックがあり最終的には保健所の「許可」が必要でした。また立地も限られ「住居専用地域」では営業できませんでした。

■先行する国家戦略特区の民泊条例

●「旅館業法」での民泊は規制が厳しすぎるという自治体があられました。民泊をビジネスチャンスと考える自治体です。大阪府や大

田区のように大きな空港があり宿泊客を他に奪われていると考える自治体です。そこで「国家戦略特区法」に基づいた申請をし自治体条例を作りました●世田谷区は住宅都市で民泊には無関心で「国家戦略特区」に申請はしませんでした。故に民泊条例は適用されません。ただし先例として参考になるので紹介しておきますが、この条例も「住居専用地域」での営業はできません。また近隣住民への説明や宿泊者への地域ルールの徹底等が義務付けられています。

■住宅宿泊事業法（今年6月から）

●それでも、宿泊需要（オリンピックその他のインバウンド効果？）に追いつかないと現政権が考え、とんでもない法律を作りました。その名も「住宅宿泊事業法」●民泊のハードルを一気に下げたのです。まるで、友人を泊めたり、親戚が泊まりに来る感覚で商売していいよ！という法律です●制限は年間営業 180 日のみ。これはホテル・旅館の営業を妨害しないための措置です●でも「うちには空いている四畳半あるけど、どうやって貸すの？」と疑問の方は右上の「素朴な疑問」をご覧ください。

「民泊」を区内観光産業に位置付ける保坂区長、信じられない

●年間 180 日営業までが「住宅宿泊事業法」のしほりです。あとの規制は（保健所のある）自治体ごとで決めることになります●世田谷区は「住宅都市」として有名ですし、現実に 8 割の面積が住宅専用地域です●「観光都市世田谷」など聞いたことがありますか？●にもかかわらず、なんと保坂区長は、民泊を「体験型観光事業」に連携させ、観光産業として振興させようとしているのです。しかも「住居専用地域」でも可能な抜け穴条例なのです●民泊は「儲かるかもしれません」有休資産をお金に変えるのですから。それでも観光事業になるほどでしょうか。区内消費が伸びるでしょうか●「住民」と「宿泊者」の違いによる気苦労だけが增大するのは必至です。

素朴な疑問 空き部屋をどうやって貸せるの？

●「住宅宿泊事業法」が出来ても、空き部屋をどうやって貸すの？不動産屋さんに頼む？ HP で募集？●そんなことはありません。今やインターネットで世界中から（もちろん国内からでも）こんな部屋が空いてますよ、と仲介する会社が誕生しているのです●有名なのは「エアビーアンドビー」という仲介サイトの会社●昨年 11 月には全日空との提携するなど、海外ですでに利用されている人も多くははずです●ただし創業 10 年ほどで米国の学生が立ち上げた会社で、日本法人は 4 年前に設立ということです。旅行に関心の無い人には知られていないかも知れません●ソーシャルネットワーキングサービスの最も成功したビジネスの一つに数えられるそうです●この他にもいくつもの「民泊仲介サイト」の会社があり、部屋を写真等で登録すれば、これらの会社が、お客さん（ゲスト）を紹介する仕組みです●あとは価格設定だけ●基本は低廉な宿泊先を探すのに便利な仲介サイトです（一泊 1 万円前後ならホテルを選ぶ）●以下に述べるように、これらの仲介サイト、違法サイトも横行していて問題山積なのです。実は・・・。

しっかりした仲介サイトなら安心かも知れませんが、国際親善も進むでしょう。しかし実態は違法民泊が大半です！

ここ大事！

問題は違法民泊を取り締まれない事

下は大阪府での「違法民泊」に苦悩する議員発言

大阪では法に従っているのは 100 件程度、一方でインターネット仲介サイトには 1 万件の違法民泊が掲載。違法民泊の問題は深刻になっています。無許可の違法民泊が横行し、そのような施設の周辺住民からは、近所のマンションに不特定多数の人が訪れ、騒音がひどいとか、ごみがマンション住民のごみと一緒にみだりに出されるなど苦情が多数寄せられています。こういった違法民泊施設の多くは、施設の管理者や仲介業者が不明なため、地域住民が注意を促すことすらできません。問題の解決の方法が見つからない状況になっています。

平成 29 年 6 月 1 日大阪府議会議事録より

先行して始まった大阪では、こんな発言が議会側から出ています！行政は対応できていません。